

○ 室蘭市介護保険条例中一部改正の件について

1. 条例改正の理由

介護保険料の改定及び第1号被保険者の保険料率に関する基準を変更するため、
 所要の改正を行うもの

2. 条例改正の概要

保険料の改定（第9期分（令和6年度から令和8年度まで））

○ 改正前（12段階）

区分	保険料
第1段階（市民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者、被保護者及び市民税世帯非課税者で公的年金と所得金額の合算額が80万円以下）	26,500円 <u>(15,900円)</u>
第2段階（市民税世帯非課税者で公的年金と所得金額の合算額が120万円以下）	34,400円 <u>(26,500円)</u>
第3段階（市民税世帯非課税者で第1、第2段階以外の者）	39,700円 <u>(37,100円)</u>
第4段階（市民税本人非課税者で公的年金と所得金額の合算額が80万円以下）	47,700円
第5段階（市民税本人非課税者）	53,000円
第6段階（市民税課税者で合計所得金額120万円未満）	63,600円
第7段階（市民税課税者で合計所得金額120万円以上210万円未満）	68,900円
第8段階（市民税課税者で合計所得金額210万円以上320万円未満）	79,500円
第9段階（市民税課税者で合計所得金額320万円以上 <u>500万円</u> 未満）	92,700円
第10段階（市民税課税者で合計所得金額 <u>500万円</u> 以上 <u>700万円</u> 未満）	106,000円
（新設）	
（新設）	
第11段階（市民税課税者で合計所得金額 <u>700万円</u> 以上1,000万円未満）	116,600円
第12段階（市民税課税者で合計所得金額1,000万円以上）	132,500円

○ 改正後（14段階）

区分	保険料
第1段階（市民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者、被保護者及び市民税世帯非課税者で公的年金と所得金額の合算額が80万円以下）	24,700円 <u>(15,400円)</u>
第2段階（市民税世帯非課税者で公的年金と所得金額の合算額が120万円以下）	35,700円 <u>(24,700円)</u>
第3段階（市民税世帯非課税者で第1、第2段階以外の者）	37,600円 <u>(37,400円)</u>
第4段階（市民税本人非課税者で公的年金と所得金額の合算額が80万円以下）	49,500円
第5段階（市民税本人非課税者）	55,000円
第6段階（市民税課税者で合計所得金額120万円未満）	66,000円
第7段階（市民税課税者で合計所得金額120万円以上210万円未満）	71,500円
第8段階（市民税課税者で合計所得金額210万円以上320万円未満）	82,500円
第9段階（市民税課税者で合計所得金額320万円以上 <u>420万円</u> 未満）	93,500円
第10段階（市民税課税者で合計所得金額 <u>420万円</u> 以上 <u>520万円</u> 未満）	104,500円
第11段階（市民税課税者で合計所得金額520万円以上620万円未満）	115,500円
第12段階（市民税課税者で合計所得金額620万円以上720万円未満）	126,500円
第13段階（市民税課税者で合計所得金額 <u>720万円</u> 以上1,000万円未満）	132,000円
第14段階（市民税課税者で合計所得金額1,000万円以上）	148,500円



※（ ）内の金額は、軽減措置を講じた金額

3. 施行期日

令和6年4月1日から施行する。